

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

- 川俣町議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時にを行う件
- 広野町議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時にを行う件
- 川内村議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時にを行う件
- 新地町議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時にを行う件
- 福島県議会議員一般選挙及び川俣町議会議員一般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件
- 福島県議会議員一般選挙及び広野町議会議員一般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件
- 福島県議会議員一般選挙及び川内村議会議員一般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件
- 福島県議会議員一般選挙及び新地町議会議員一般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく川俣町議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。

令和五年十一月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第八十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく広野町議会

議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。

令和五年十一月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第八十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく川内村議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。

令和五年十一月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第八十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく新地町議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。

令和五年十一月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第八十七号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙及び川俣町議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

令和五年十一月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 福島県議会議員一般選挙
- 二 川俣町議会議員一般選挙

福島県選挙管理委員会告示第八十八号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙及び広野町議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

令和五年十一月七日

- 一 福島県議会議員一般選挙
- 二 広野町議会議員一般選挙

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第八十九号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙及び川内村議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

令和五年十一月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 福島県議会議員一般選挙
- 二 川内村議会議員一般選挙

福島県選挙管理委員会告示第九十号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙及び新地町議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

令和五年十一月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 福島県議会議員一般選挙
- 二 新地町議会議員一般選挙